

なでか報

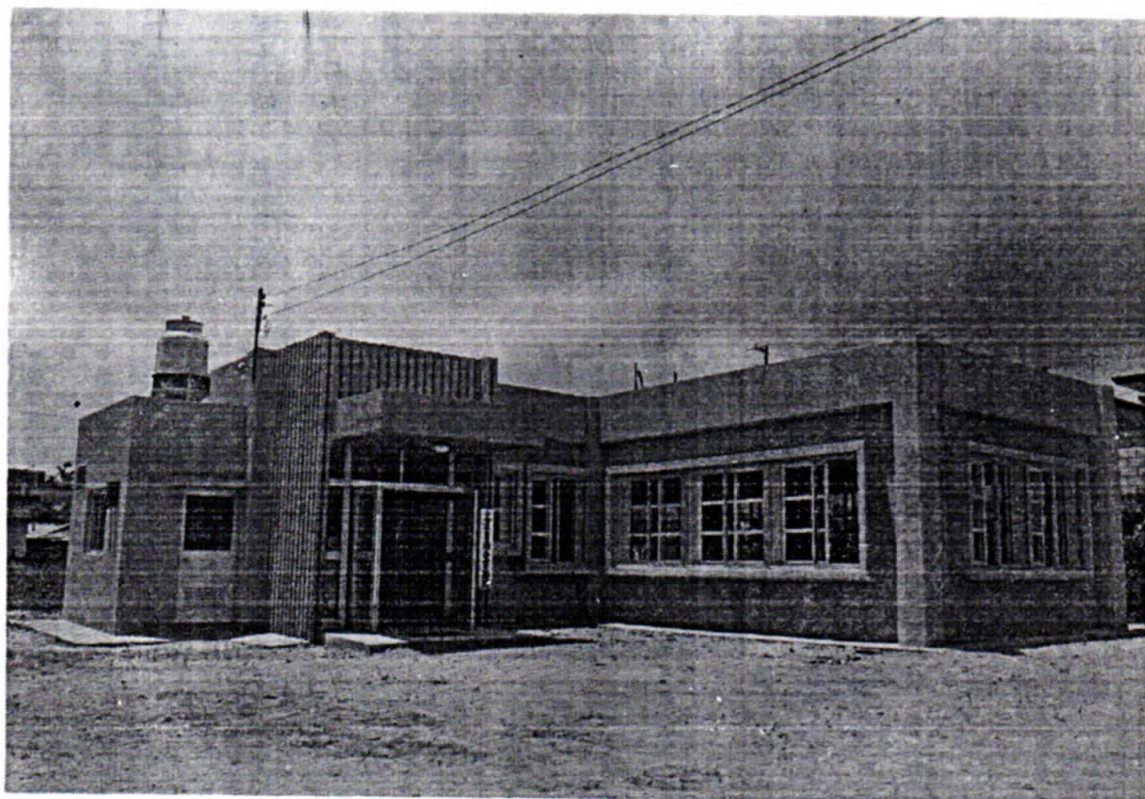
— 発行所 —

嘉手納村役場

電話 098976-2001・2628

編集

企画経済課 広報係



完成した区公民館

かねてから建築中だった東、上、西区の公民館(写真)がこのほど完成しました。三区とも5月からこの新しい公民館で区業務が開始されております。

49年度は北区に3千万余の工事費で建築されることになっております。

4月の人口

区名	世帯数	男子	女子	計
東区	588	1,351	1,335	2,686
上区	477	984	1,059	2,043
中区	437	973	1,014	1,987
北区	552	1,166	1,152	2,318
南区	623	1,183	1,311	2,494
西区	669	1,448	1,379	2,827
外人	34	36	28	64
計	3,380	7,141	7,278	14,419

四十九年度予算可決

十二億四、一五三万三千円

教育費・民生費・土木費
などで大半占める

第十五回嘉手納村議会定例会は、三月十一日から四月五日までの二十六日間の会期で開かれ、昭和四十九年度一般会計予算をはじめ、三十三件の議案が審議されました。

一般会計予算は、総額十二億四、一五三万円で前年度に比べ一億七、九二六万円の増で十六・八七パーセントの伸び率となっております。

また、昭和四十九年度嘉手納村水道事業会計予算が八、四〇二万円、昭和四十九年度嘉手納国民健康保険特別会計予算が一億一、五一一万円、昭和四十九年度嘉手納村下水道事業特別会計予算が八、八四九万円となっております。

一般会計の事業で款別に主なものをあげてみると次のとおりです。

- ◎総務費
 - ▼交通安全対策費二九五万円 (交通安全施設工事費)
- ◎民生費
 - ▼老人福祉費二、〇六九万円 (老人医療扶助、敬老見舞金)
 - ▼児童措置費六、七七六万円 (児童手当)
 - ▼扶助費一六五万円 (困窮世帯への物資代、現金給付)
- ◎衛生費
 - ▼伝染病予防費七〇二万円 (煙霧消毒、予防接種)
 - ▼塵芥処理費六七六万円 (一般世帯へのゴミ袋補助)
 - ▼し尿処理費六八九万円 (し尿終末処理委託費)
 - ▼下水道整備費三、〇七三万円 (下水道特別会計繰出金)
- ◎労働費
 - ▼一般失業対策事業費八〇八万円 (労賃)
- ◎農林水産業費
 - ▼農林振興費三一七万円 (農薬、農機具購入補助)
 - ▼漁港建設費二、七〇〇万円 (公有財産購入費)
- ◎商工費
 - ▼商工振興費一八八万円 (商工会補助)
- ◎土木費
 - ▼道路維持費三〇四万円 (排水路改修工事一千貫田、嘉手納、水釜地内)
 - ▼道路新設改良費七、七〇〇万円 (村道舗装工事、給食センター入口橋梁新設、村道三二号線改良工事、嘉小排水改修)
 - ▼街路事業費二、二〇〇万円 (村道七二号線新設工事)
- ◎教育費
 - ▼学校管理費一、四九〇万円 (防音装置維持運営費、諸検診費、給食、医療扶助)
 - ▼教育振興費二七四万円 (要保護、準要保護児童扶助、特殊教育就学奨励補助)
 - ▼学校建設費三億三、六〇四万円 (嘉小増築、嘉小改築改造、嘉小体育館便所、屋良小便所、屋良小体育館施設)
 - ▼公民館費三、三二〇万円 (北区学習等供用施設建設費)

歳入歳出款別総括表 (歳入)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 村 税	102,966千円	60,845千円	42,121 千円
2 地 方 譲 与 税	2,538	1,066	1,472
3 自動車取得税交付金	6,082	1,565	4,517
4 国有提供施設等所在金	8,921	7,630	1,291
5 施設等所在市町村金	160,867	159,124	1,743
6 地 方 交 付 金	342,983	294,955	48,028
7 交通安全対策特別交付金	1,516	1,338	178
8 分担金及び負担金	115	4,956	△ 4,841
9 使用料及び手数料	13,101	7,178	5,923
10 国庫支出金	396,734	405,987	△ 9,253
11 県 支 出 金	17,286	17,340	△ 54
12 財 産 収 入	82,962	54,874	28,088
13 寄 付 金	1	1	0
14 繰 入 金	7	6	1
15 繰 越 金	1	1	0
16 諸 収 入	17,352	11,597	5,755
17 村 債	88,101	33,802	54,299
歳 入 合 計	1,241,533	1,062,265	179,268

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	29,741 千円	24,785 千円	4,956 千円	千円	千円	千円	29,741 千円
2 総 務 費	159,631	132,337	27,294	2,421	1	1,670	155,539
3 民 生 費	149,892	113,035	36,857	87,406		5,827	56,659
4 衛 生 費	75,530	53,237	22,293	499		776	74,255
5 労 働 費	8,086	8,146	△ 60	3,977			4,109
6 農林水産業費	43,632	13,109	30,523	1,487			42,145
7 商 工 費	3,629	1,825	1,804				3,629
8 土 木 費	115,890	64,024	51,866	3	65,200	8,836	41,851
9 消 防 費	32,483	24,573	7,910	1			32,482
10 教 育 費	528,671	594,979	△66,308	318,226	22,900	2,173	185,372
11 災害復旧費	4	4	0				4
12 公 債 費	18,406	17,126	1,280			2,990	15,416
13 諸 支 出 金	57,589	1	57,588				57,589
14 予 備 費	18,349	15,084	3,265				18,349
歳 出 合 計	1,241,533	1,062,265	179,268	414,020	88,101	22,272	717,140

優良町村として表彰される

新垣正雄さん、島袋芳子
さんもそろって自治功労
者として表彰

— 全国町村会から —



表彰されました。

この度の名替ある表彰は、村行政が地方自治の本旨にそつて町村自治の健全な発展を極めたというところで表彰されたものです。次のような事業が特に認められたものです。

① 煙霧消毒事業について

本村は、住民地域の人口密度が著しく高いため伝染病対策に重点をおいているが、そ族昆虫駆除員(二人)を置いて、村内全般に煙霧消毒を実施、蚊やハエによる伝染病の発生が著しく低下し成果を納めている。

② 老人福祉対策について

老人福祉対策として、村内独自の敬老年金贈与条例を制定、満七〇才以上の老人に対して年金を支給している。更に中央公民館に老人休養室を設け老人の憩いの場として利

用して頂いている。

③ ノーカーダーの実施について

近年交通事情の悪化と役場駐車場が狭いため、村役場では、毎週月曜日をノーカーデーとして設定、職員は徒歩やバスで通勤し、住民や外来者へのサービスと便宜を図っている。

④ 中央公民館の設置について

嘉手納基地から発生する爆音被害の実情を政府へ強く訴え要請した結果、昭和四十八年に村中央公民館が完成、館内には大ホール、小会議室、図書室、児童生徒の学習室、料理講習室、老人休養室等が設置されていて児童生徒の学習をはじめ、各種団体の活動をはじめ、各種講習会、村民の結婚披露宴に利用するなど多大な成果をあげている。

⑤ 県内初のグラジオラス栽培について

農耕地が狭少で限られた耕作面積の本村では反収の多い園芸作物が必要となってくるそこではじめたのがグラジオラス栽培である。村では四十七年十一月本土業者を通じて農家に栽培させ、四十八年三月に「おきなわグラジオラス」として、県内をはじめ東京、千葉一帯の市場へ出荷した。

新垣正雄さん



新垣さんは役場入りされてから二十五余になります。その間書記長、土地

主任、主事、財政課長を歴任、昭和三十七年八月に収入役に選任され、現在三期目になります。軍用地問題の多い本村で土地主任や財政課長などの職に就かれて、土地業務や財政業務に力を注いでこられました。

島袋芳子さん



島袋さんも新垣さん同様役場勤めは二十五余になります。書記、会計主任

主事補、主事、収入役職務代理者などを拝命、現在会計係として村の経理事務は島袋さんの手で処理されていて、その事務さばきは高く評価されております。

知念山紀子さんも受彰(永年勤続)

全国連合戸籍事務協議会から



昭和四十八年十月四日東京で開かれた全国連合戸籍事務協議会(会長佐野

保房)において、住民課の知念由紀子さん(主事補)が戸籍事務の永年勤続者として、全国の受彰者と共に表彰されました。知念さんは、昭和二十九年に役場に就職して今日まで戸籍事

務一途に頑張つてこられました。就職当時は戸籍もまだ完全に整備されてなく、いわゆる戦禍で焼失した戸籍の整備中で、その整備事務にも尽してこられました。

やすい保険料(月180円)でさかのぼって納め高い年金に結びつけよう



国民年金だより

○沖縄に住んでいる人たちは、本土の人たちより九年もおくれで国民年金に加入しましたが、そのおくれの期間(昭和三十六年と昭和四十四年)分の保険料をさかのぼって納めることができます

昭和36年
4月1日

さかのぼって納められる期間
(本土の人たちが納めてきた期間)

昭和45年
4月1日

S36年	S37年	S38年	S39年	S40年	S41年	S42年	S43年	S44年	S45年	S46年	S47年	S48年	S49年
9年分	8年分	7年分	6年分	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分					

本土の人たちが加入しはじめた年 ← ----- 加入したものとみなされた期間 ----- → 沖縄の人たちが加入した年

図でおわかりのように、沖縄に住んでいた人たちは本土の人たちより九年間もおくれています。そこで、皆さんにおすすしめしたいのです。みなされた期間分の保険料を納めることを!! 本土にいる同年令の人たちが、その当時に納め忘れた保険料を今から納めようとし、すくと月九〇〇円の額でしか納められませんが、沖縄に住んでいる人たちは月一八三円というやすい保険料で納めることができ、しかも受ける年金は本土の人たちと、まったく変わらない金額ですので非常にお得です。このチャンスにぜひ納めるようおすすしめします。

◎納めたい人は、社会保険事務所か、市町村役所で国民年金保険料納付書をもらって、お近くの銀行か郵便局へ納めてください。

くわしいことをお知らせしたい方は、社会保険事務所(〇九八三七七八二)か村役場(二〇一・二六二八)にお問い合せ下さい。

追納する場合の早見表

生 年 月 日	さかづきによって 定められる期間	月 数	保 険 料	それぞれの期間に 応じて納める金額	年 金 額	
					追納した場合	追納しない場合
昭和49年加入被保険者	9年	108月	×	183円 = 19,764円	15万円	6万8,100円
昭和49年1月1日以前に生れた人	9年	108	×	183 = 19,764	24万円	18万2,400円
昭和49年1月2日～昭和49年4月1日	8年	96	×	183 = 17,568	24万円	18万8,800円
昭和49年4月2日～昭和49年7月1日	7年	84	×	183 = 15,372	24万円	19万5,200円
昭和49年7月2日～昭和49年10月1日	6年	72	×	183 = 13,176	24万円	20万1,600円
昭和49年10月2日～昭和49年12月31日	5年	60	×	183 = 10,980	24万円	20万8,000円
昭和50年1月1日～昭和50年3月31日	4年	48	×	183 = 8,784	24万円	21万4,400円
昭和50年4月1日～昭和50年6月30日	3年	36	×	183 = 6,588	24万円	22万1,800円
昭和50年7月1日～昭和50年9月30日	2年	24	×	183 = 4,392	24万円	22万7,200円
昭和50年10月1日～昭和50年12月31日	1年	12	×	183 = 2,196	24万円	23万3,600円

裁判費用の立替制度と 交通事故の法律無料相談

ご案内

沖繩弁護士会では、

「財団法人

法律扶助協

会沖繩支部

を設立、経

済的に恵ま

れない人び

とのために

裁判費用や

弁護士費用

を立替え、

何人も平等

に法の保護

が受けられ

るよう裁判

への道が開

かれており

ます。

また、最

近多発の傾

向にありま

す交通事故

の真相にかんがみ、自動車事故

にまつわる損害賠償の適正かつ

迅速な処理を促進することを目

的に「財団法人日弁連交通事故

相談センター沖繩支部」も開設

しております。

この二つの制度について、内
容を説明いたします。

裁判費用にお困りのお方には

立替の道が開かれております

財団法人 法律扶助協会の手引

私たちの生活には、いろいろ

の紛争が起つています。たとえ

ば、「土地や家屋の明渡し」「貸

金の取立、代金の支払い」「離

婚慰料、扶養料の請求」「交

通事故や暴力などによって受け

た損害賠償」等々。

こんな場合、自分の力ではど

うにも解決できないときには、

裁判によって利益を守る以外に

方法がありません。

ところが、裁判には普通かな

り費用がかかります。仮に費用

を節約するために、自分で訴訟

をするとしても、まず、訴状に

はる印紙代、送達料、証人等の

旅費、口当場合によっては鑑定

料や仮差押等の保証金の準備が

必要です。その上、訴訟にふな

れなために裁判手続が遅れたり

勝てる訴訟が負けたり、いろいろ

そこで、弁護士に頼むことに

なれば、更に弁護士の手数料の

用意もしなければなりません。

こうした費用にお困りの方々

のために、裁判費用や弁護士の

手数料、謝金等を立替えて弁護

士に頼んで紛争が処理できるよ

うに設けられたのがこの制度で

す。

弁護士による

“交通事故”

無料法律相談

不幸にして交通事故にあった

とき、直接の被害者はもとより

家族は一日も早く全快を祈る一

方、治療費、生活費の心配をしな

くてはなりません。これは加害

者として同じです。

います。

担当弁護士は依頼者の代理人

となつて事件を訴訟、または調

停等で処理します。事件が解決

すると、依頼者は当協会から立

替を受けた金員の全部または一

部を、一時に、または分割して

当協会に償還することになつて

います。

父通事故問題は加害者が誠意を

示し、被害者も法外な要求をし

ないで円満な示談が成立する場

合もあります。場合によって

は示談屋が割りこんで話をは

こじらせたり、涙金程度でかた

当協会では、民事事件につい

て扶助の申込みを受けますと、

依頼者が本当に困っているか否

か、事件が扶助に値するかどうか

を審査します。

そして、扶助することに決定

すると、当協会から弁護士会に

頼んでその事件を担当する弁護

士を頼んで推せんしてもらい、

その弁護士に裁判費用や手数料

等を、依頼者のために立替えて

支払います。

つけられる例もあります。

このように思いもよらない事故にあつて困惑されることのないように、弁護士会は日弁連交通事故相談センターを設立し、信用のおける相談所を開設しております。どうぞお気軽にご利用下さい。

※相談担当者は専門の弁護士で加害者、被害者を問わず、無料で相談に応じ、秘密は厳守されます。

※相談の具体的な例は、①損害の請求金額について、②示談の方法と知識、③損害賠償金の請求方法、④保険金の請求⑤その他交通事故に関する一切の法律相談

△法律扶助協会への申込みは沖縄弁護士会事務局（那覇市字楚辺三七七番地、裁判所ビル）。

電話五五一三〇六・三三一五〇〇一

△財団法人日弁連交通事故相談センター沖縄支部の相談日は那覇相談所（右に同じ）

コザ相談所（コザ市字上地三九〇番地那覇地方裁判所コザ支部構内沖縄弁護士会コザ分室）

ともに毎週土曜日午前九時から正午まで

みんなで大切にしましょう

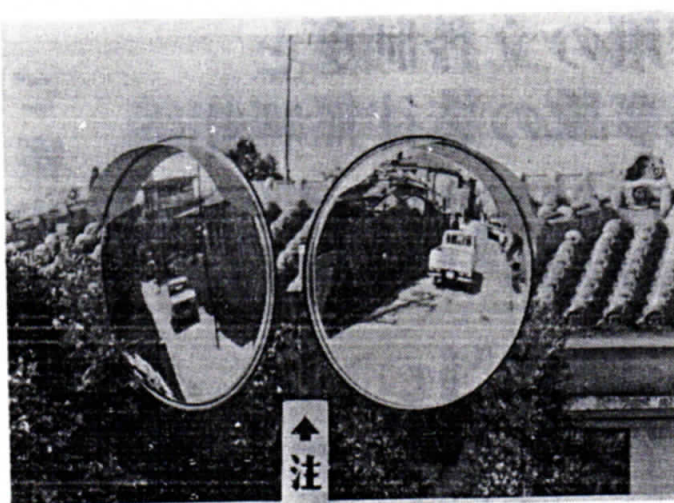
村内各要所にカーブミラー

最近のモータリゼーションの

急激な進展にともない、交通事故は急激に悪化している状況にあり、深刻な社会問題となっております。このような日々発生する交通事故は村民の日常生活に多大の不安を与えている現状

であります。

これらの激増する交通事故を抑止するために、昭和四十七年度から交通安全施設等整備事業を実施しておりますが、その事業の一貫として、村内一円の主要道路に道路標識十六本、道路



反射鏡（カーブミラー）十九本を、百七二万六千円の費用（四十八年度予算）を投じて三月二十日に工事が完了し交通事故の緩和に多大の効果から大変喜ばれております。

選管からのお知らせ

七月七日は参議院議員選挙の投票日です

一、投票日は、昭和四十九年七月七日です。

二、投票時間は今回限り、午前七時から午後七時までです。

三、投票の方法は、地方区選出議員（黄色の投票用紙）から先に投票し、あとに全国区選出議員（白色の投票用紙）を行ないます

四、投票所は、嘉手納村中央公民館と嘉手納小学校体育館です。

五、嘉手納村中央公民館で投票できる者は、東区、上区、中区の有権者です。

六、嘉手納小学校体育館で投票できる者は、北区、南区、西区の有権者です。名簿に登録される資格のある者は、下記の要件を具備している者です。

投票日です

1 日本人で満二十歳以上の者（昭和二十九年七月八日以前に出生した者）

2 基準日現在において選挙権を有し、かつ当村の住民票が作成されてから引き三か月以上当村の住民基本台帳に記録されている者。

（昭和四十九年三月十二日以前に転入届をなし、引き続き当村に住所を有する者）但し、他市町村に転出した者が、他市町村の選挙人名簿に登録される資格がなく、まだ当村の選挙人名簿から抹消されていない者は、当村に帰つてきて投票することができます。

しあわせは
明るく正しい選挙から

よい政治
あはれと希望を育て